

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9ハイライト

2009年9月30日 水曜日

水曜日、多様なコンタクトグループが会合を開き、AWG-LCAの下では適応、技術、緩和と資金問題、AWG-KPの下では附属書I排出削減およびその他の問題について議論した。

AWG-LCAコンタクトグループ

緩和 (BAPパラグラフ1(b)(i)) : Adrian Macey (ニュージーランド) が暫定の進行役を務めた。同進行役は、交渉文書のとりまとめ方法を説明し、文章を次の4つのブロックに分けて検討し、議論を進めるという進行役Beckerの提案を説明した：努力の比較可能性；緩和約束および緩和行動；MRV；遵守。

EUは、先進国の緩和の野心的レベルを検討するよう提案し、オーストラリアもこれを支持した。同代表は、排出削減量の貢献度リストを取りまとめているAWG-KPでの議論から得るものがあるはずだと述べ、議定書の下でまとめられたリストは完全なものではないと指摘した。ツバルは、そのような議論が有用であることには同意したが、議定書を保持する必要性を強調した。進行役のMaceyは、提案をAWG-LCA議長に連絡すると述べた。

締約国は続いて努力の比較可能性に関する文章を検討した。EUは、成果文書に比較可能性基準のリストを入れる必要はないと指摘し、米国、オーストラリア、その他もこれを支持した。EUは、交渉においては評価基準が有用であるが、最終文書には必要ないと指摘した。米国とオーストラリアは、各国の意志決定で重要なものとして比較可能性を強調した。ニュージーランドは、比較可能性基準の交渉に多くの時間を割く必要はないと述べた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、比較可能性については「確固とした強力な」定義付けが必要だと強調し、比較可能性評価の基礎として議定書に焦点を当て、比較可能性は国内的に定義づけるのではなく、国際交渉で定義付けをする必要があると指摘した。ツバルは、比較可能性については法的かつ規範的な手法が必要なことを強調し、ベンチマークとしての議定書に焦点を当てた。中国は、比較可能性の4本柱を指摘した、すなわち、包括性、約束の性質、近似性、遵守である。

米国は、「厳密性」と「比較可能性」は問題が異なると述べ、各国の遵守体制に焦点を当てることを支持した。同代表は、議定書の目標に言及し、数字的には似通っていても、目標遵守のためとった行動、行動のコスト、目標が自国の将来の排出量にどのような影響を与えるかについてのビジョンについては重要な違いが

あることに注目した。G-77/中国は、議定書の目標は約束に基づくものであり、全ての国が望む解決策ではなかったと指摘し、先進国が中長期に適切な緩和を行う必要があることを強調し、「これは各国がうちだしてきている数字をはるかに超えるものだ」と述べた。同代表は、次のことを強調した：サブパラグラフ1(b)(i)の下での緩和は、議定書の下での目標と同様に量的目標の形をとるべきである；全ての先進国に関するMRVの規則は、議定書5条、7条、8条と同じにするべきだ；遵守の情報は比較可能性の重要な要素である。

日本は、比較可能性の議論では、数値に加えて、政策措置も用いられると指摘した。米国は、MRVに関する拘束力のある表現で合意することで、義務の評価方法が得られるとし、適切な厳密さを計る場合は、長期の展望が重要であることを強調した。

進行役のMaceyは、透明性の重要さなどの問題では意見が共通していると指摘し、その一方で、特に比較可能性をどう枠づけするべきか、国内評価と国際評価のどちらに重きをおくか、明確な比較可能性基準と文章の必要性に関しては意見が異なっていると指摘した。

緩和 (BAPパラグラフ1(b)(ii))：午前中、途上国による緩和に関するコンタクトグループでは、NAMAsに焦点が当てられ、次のような各締約国の作業手法および一連の文章に関する当初の見解が明らかにされた；原則、義務、特質；定義と範囲；援助、可能にする活動、制度のアレンジ；計画と戦略；NAMA登録簿；MRV；各国のスケジュール；MRVに関する新たなサブセクション。

米国は、他のサブグループとの重複に注目し、運用可能な表現にすることに焦点を当てるよう提案し、EUもこれを支持した。アルゼンチンは、資金、技術移転、キャパシティビルディングについて議論する必要があると述べた。米国は、NAMAsの構成について議論する必要はないと述べたが、AOSISはこれに反対した。EUは、意見の一致する分野に焦点を当てることを提案し、パキスタンとインドは、条約ならびにBAPに沿った提案に注目するなら意見の一致も見られるのではないかと述べた。G-77/中国は、附属書Iと非附属書I締約国の緩和を統合するとの提案に反対した。

オーストラリアは、MRVに関するクラスターの合成を提案し、AOSISもこれを支持した。日本は、排出量の多い締約国はエネルギー原単位目標を達成するべきだと提案した。中国は、NAMAsは自主的なものであり、途上国がこれを決定し、行動については援助との両輪で議論される必要があることを強調した。インドは、援助額は対応策の費用全額をカバーするものとすべきであり、ニーズの評価に基づくべきではないことを強調した。また同代表は、援助を受けない行動は検証の対象とされるべきでないことを強調した。フィリピンは、特定の行動ではなくNAMAsに対して、財政的な手当てが必要であると指摘した。

AOSISは文書のグループ化に関して、NAMA登録簿に関する一連の文章と各国のスケジュールに関する一連の文章は統合されるべきだと提案した。中国とインドは、各国のスケジュールに関する一連の文章、そし

てMRVに関するサブセクションの削除を提案した。フィリピンは、文章のとりまとめでは、提案間の違いを保持する必要があると強調した。進行役のMukahana-Sangarweは、締約国と協議せずに提案を外すことはしないと述べた。同進行役は、文章のさらなる取りまとめ方法について、締約国と非公式に協議すると述べた。

緩和 (BAPパラグラフ1(b)(v)) : 議長のZammit Cutajarは、新しい進行役としてMaría del Socorro Flores (メキシコ) を紹介した。

事務局は、市場ベースメカニズムに関する各提案の共通要素と差異を示す表を提出した。同進行役は、これらの提案は、クレジット発行手法および取引手法に分けたと説明した。

ベネズエラは、この表について懸念を表明し、BAPサブパラグラフ1(b)(v)では、緩和強化の「多様な手法」と規定していることを強調し、中国、ブラジル、サウジアラビアもこれを支持した。同代表は、市場の活用に関して意見の一致が見られないことがペーパーには書かれていないと嘆いた。中国は、8月の非公式セッションでの議論を反映させるよう提案した。同代表は、セクター別クレジットやクレジットなどの提案が途上国による行動に焦点を当てていることを強調し、どこからクレジットの需要が出てくるのかを問うた。クウェートは、各締約国にはそれぞれの見解をペーパーに反映させる権利があることを強調した。

ボリビアは、気候変動と市場の構造的なリンクを強調し、バングラデシュは、市場がもたらした問題を解決するため、市場の利用が提案されているのは「皮肉」であると指摘した。ベネズエラは、条約の下での取引国の義務は、条約の原則と一致しないと、表に示された提案にコメントするのではなく、より原則に沿って議論することを求めた。

米国は、過去10年間の経験から、市場であれば費用効果の高い排出削減を可能にすることが明らかとなったとし、CDMはクリーンな投資を呼び起こしたと述べ、これらの提案は、条約の目的達成に重要な貢献をすることができることを強調した。米国とメキシコは、この表は各締約国の見解を全て示すことを意図したのではなく、むしろ特定の提案に対する理解を進めることを目指していると強調した。オーストラリア、EU、日本、チリ、その他は、この表は有用であるとして歓迎した。多数の締約国が、自国の見解が正しく反映されるよう修正を提案した。

進行役のFloresは、この表は交渉文書ではなく参照ツールとみるべきであると述べ、議論の土台となる文書の作成そして議論の幅の拡大を意図したものであると述べた。同進行役は、会議時間追加の問題についてAWG-LCA議長と話をすると述べた。

緩和 (BAP1(b)(vi)) : 午後、対応措置に関するコンタクトグループでは、進行役のRichard Muyungi (タンザニア) が、文書の整理が目的であると説明した。同進行役は、対応措置に関する重要な問題として次のものを挙げた：対応措置に伴う脆弱性および関連する情報の交換／理解を考慮に入れる必要；約束と能力；

資金援助と技術援助；制度のアレンジ。進行役のMuyungiは、文章のさらなる取りまとめのため少人数の草案作成グループによる会合の開催を提案し、事務局は、再グループ化、フレーズの再編集、文書短縮の機会を提示した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、同グループにとりこの問題が重要であることを強調し、条約の原則および規定を反映させたうえで、将来の協定の一部とするべきだと指摘した。南アフリカは、援助に関するセクションを整理しすぎること警告し、インドは、途上国の経済成長を守ることが中心の考えであることを文章の中に入れて置くべきだと述べた。

サウジアラビアは、文章に関する交渉は来週開始されるべきことを想起し、可能な限り早期にさらなる文章のとりまとめを行うよう求めた。同代表は、このグループと他の緩和サブグループとに割り当てる会議時間のバランスをとるよう求めた。カナダ、インド、その他は、透明性のある議論にする必要性を強調した。草案作成グループは木曜日に会合を開く。

適応：締約国は、引き続き、適応に関する取りまとめ交渉文書を整理する方法について議論した。

EUは、次の要素を取りまとめることを提案した：統合と計画作成；リスク管理；脆弱なグループに関する問題；他の組織とのシナジーと一貫性；資金と実施方法；技術問題；制度のアレンジ；モニタリングとレビュー。

モルディブはG-77/中国の立場で発言し、ギャップに注目することを求め、資金については、開始から計画、実施、レビューなどライフサイクルに注目する必要があると指摘、バングラデシュもLDCsの立場で、さらにタンザニアもアフリカグループの立場でこれを支持した。同代表は、資金は容易にアクセス可能であり、国家主導で、公共資金から回され、ODAに対して追加的で、新しく、予測可能なものにするべきだと述べた。同代表は、先進国による更なる約束の達成を確実にする遵守メカニズムを支持した。

クック諸島はAOSISの立場で発言し、計画作成に関するパラグラフでの重複に注目し、詳細の度合いとして規範的すぎるものがあるのではないかと述べた。同代表は、実施方法は資金だけでなく、それ以上のものが含まれるとし、国レベルで特定された適応の優先策実施にも支援が必要であることを強調した。

米国は、資金に関するセクションの取りまとめが過剰であると、資金に関するコンタクトグループへの委託が困難になるとして、過剰な取りまとめを警告した。同代表は、実施方法については援助が何を対象とすべきか、そして援助をどのように提供するか表現する必要があると述べた。ノルウェーは、多様な制度オプションの明確化を求めた。南アフリカは、適応の実施に関する包括的な国際プログラムが必要であると指摘した。カナダは、次の項目の必要性を指摘した：利害関係者の参加；資金の規模拡大；予測データ；全ての締約国の役割と責任に焦点を当てる。

午後、締約国は、文書の更なる整理の進め方について、議論を続けた。サウジアラビアは、条約4.8条（対応措置の悪影響／影響）の脆弱な諸国に関する定義を用いるべきであるとし、追加の国のリストを作るべきではないと繰り返し述べた。同代表は、文章の中で気候変動の影響に言及する箇所では、対応措置の影響にも言及するよう求めた。EUは、対応措置については関連するコンタクトグループで議論すべきだと繰り返し発言した。

G-77/中国は、文書の構成を合理化すべきだと述べ、適応資金に関する重要なメッセージをなくすべきではないと強調した。同代表は、中長期の適応行動を直ちにとる必要があると指摘した。バングラデシュはLDCsの立場で発言し、適応資金は実施方法の下で検討されるべきであり、気候関連の現象を原因とする移民や移動に關係する活動を強調すべきだと述べた。同代表は、先進国のGDPに1.5%分に相当する資金援助を求めた。

カナダは、文書の冒頭では適応行動を強化し気候変動の悪影響に対する脆弱性を軽減するという包括的な目標を反映させる必要があると指摘した。クック諸島はAOSISの立場で発言し、原則の倫理および公平の側面を明らかにする必要があることを強調した。ブラジルは、原則や実施方法などいくつかの部分では整理が可能であると指摘したが、制度のアレンジに関する箇所の整理は困難だと述べた。

技術：共同議長 Shimada は、提案されている技術メカニズムについてのコメントを求めた。フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、バングラデシュ、パキスタン、その他とともに、このメカニズムは技術に関する行動を呼び起こし、評価や情報交換を超えるものになると指摘した。ガーナはアフリカグループの立場で発言し、行動に関する3つのレベルを指摘した、すなわち先進国、途上国それぞれのもの、両者が協力して行うものである。ボリビアは、技術移転に対する障壁除去の必要性を指摘した。

オーストラリアはノルウェーとともに、技術メカニズムは単純なメカニズムではなく、一連となったメカニズムであると指摘し、COEの重要性を強調した。ブラジルは、将来の技術にも焦点を当てるべきだとし、COE間の協調を提案した。

EUは、特に低炭素開発戦略や民間部門の投資、炭素市場の有益性に焦点を当てた。インドは、技術移転は商業上の移転を指すのではなく、技術の無償移転を指すと強調し、サウジアラビアは、援助に基準を設けることや市場メカニズムへの依存は条約と相反することを強調した。

日本は、セクター別、地域別の手法の重要性に焦点をあてた。アルゼンチンは、技術に関する行動についてはボトムアップで国家主導の手法をとるよう求めた。

ウガンダは、単純な制度構造の必要性を指摘し、カナダは、単純で効果的、柔軟性のあるメカニズムを支持した。中国は、技術に関する行動を開始するには実体のあるメカニズムを設置する必要があると述べた。米国は、意見を集約できる分野は、たとえば技術メカニズムを推進することなど、多数あると指摘した。

共同議長のShimadaは、締約国のコメントは追加取りまとめ文書に取り入れられ、これは木曜日に利用可能になると締約国に伝えた。

資金：参加者は、資金に関する文章のうち原則のセクションについて議論した。カナダは、行動が可能な項目に焦点を当てることを求め、二国間や地域、その他の多国間で資金源を動員する明確な法的根拠として条約の11.5条（資金の供与）を指摘した。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、原則の重要性を強調し、一貫性の欠如および資金を取扱うガバナンスシステムの多様性から生じる問題に注目するよう求めた。同代表は、別な原則として資金への直接アクセスを強調したが、EUは、全ての原則が必要かどうか疑問視した。EUは、特に次の項目を扱う構成とすることを希望した：最も脆弱な諸国のニーズ；資金源へのアクセスを簡素化する一方、健全な資金管理の原則は保持する；民間部門の資金など他の資金源へのてこ入れをする。米国は、原則のセクションは重要ではなく、削除できると述べた。同代表は、代案として、締約国が保持したいとする原則については、これを実践するため、文書の中の適当な箇所を設けることを提案した。

サウジアラビアは、文書全体と通して対応措置の影響に言及し、途上国の定義については条約4.9条（対応措置の悪影響と影響）に言及することを求めたが、バルバドスはこれに反対した。ウガンダはLDCsの立場で発言し、原則に焦点を当てるのではなく、コアとなる問題に注目するよう求め、オーストラリア、バルバドス、カナダもこれを支持した。ウガンダとコロンビアは条約の原則の活用を希望した。日本は、原則は単純なものであるべきで、文書に付加価値を与えるべきだと述べた。バルバドスは、資金供与の行動を強化するため、原則を補う必要があると指摘した。

AWG-KPコンタクトグループ

その他の問題（手法論問題のバスケット）：午前中のコンタクトグループ会合では、手法論問題のバスケットに焦点が当てられた、これには次のものが含まれる：排出源からの排出および吸収源での除去の二酸化炭素換算量算定に用いる共通の算定方式；2006年IPCC国別温室効果ガス目録ガイドライン；新たな温室効果ガスの導入。

共通の算定方式については、IPCCがその第四次評価報告書で規定する地球温暖化指数（GWPs）を用いるか、全球温度変化指数（GTPs）についてSBSTAが何らかの行動をとるまで変更しないでおくか、それとも議定書に規定する地球温暖化指数を継続して使用するか議論した。副議長のDovlandは、議論を進めるため最後

のオプションを基礎にすることを提案した。EUは、新たな温室効果ガスを追加した場合の影響に関する文章が付け加えられるなら、妥協案を受け入れてもよいと応じた。

締約国は、その後、IPCC2006ガイドラインを用いるか、SBSTAがその作業計画で改定したUNFCCC報告ガイドラインを用いるか、それとも両者の混合とするかどうか議論した。EUは、最初のオプションであれば、何を、いつ、だれが必要があるかが明確になることを強調した。ブラジルは、SBSTAのプロセスに予断を与えることがあってはならないとし、条約および議定書の下で一貫性のある報告ガイドラインを保持する必要性を強調した。

オーストラリアは、2番目のオプションであれば、現在進行中のSBSTAのプロセスとも強固な根拠を得ることができると述べた。同代表は、この問題の解決策を探る非公式協議をブラジルおよびEUとともに仕切ることに同意した。

締約国は、続いて議定書に新たなガスを加えるだけの情報があるか、追加はどういった形式で行うべきか、どのガスを含めるか、議論した。オーストラリア、日本、カナダは、特定のガスについては情報が不足していると指摘した。ブラジル、中国、セネガルは、新たなガスを加えるため附属書Aを改定することに反対した。EUは、COP/MOP決定書で新たなガスを追加するプロセスを検討するよう提案した。

附属書Iの排出削減：午後のコンタクトグループ会合では、議論の進め方に焦点が当てられた。オーストラリア、ニュージーランド、EUは、野心的レベルおよび努力の比較可能性についてはAWG-LCAとの調整を求めたが、ガンビア、LDCsの立場でエチオピア、タイ、その他の途上国はこれに反対した。日本、カナダ、ノルウェーは合同での非公式協議を求め、米国の参加の必要性を指摘したが、ブラジルとインドは、代表団は両方のAWGsに参加しており、合同セッションを開催せずに立場の調整が図れると述べた。

EUは、第1約束期間における過度な目標達成に関するプレゼンテーションを行い、初期割当量 (AAUs) が相当量余剰となる可能性を強調した。同代表は、第2約束期間でのこの余剰AAUs分の扱いは、その期間に達成されるべき排出削減量の規模に影響すると指摘した。またEUは、約束を、IPCCおよび他の組織が特定した目標など理論上の数字と比較し、締約国が自国の目標がどれくらい野心的か、どこまで野心的になり得るかを理解できるようにすることを提案した。

日本は、長期目標の重要性と、途上国からの排出量の大きさを指摘した。同代表は、日本の目標はすべての主要排出国が参加する包括的な合意を前提にしたものだとし、繰り返した。フィリピンは、附属書I諸国に対し、他国の行動を条件とする約束をしないよう求めた。ベネズエラは、先進国が野心的な約束をしない口実として、途上国の約束がないことを用いないよう警告した。ボリビアは、トップダウン方式に注目することを求

め、途上国にはどれだけの大気スペースが残されているかを問いかけた。セネガルは、科学に基づく手法を求め、LDCsは、オフセットで達成される排出削減量の割合を決める必要があると指摘した。

オーストラリアとEUは、途上国における国別緩和行動計画に関して新しくポジティブな報告がなされたことと指摘し、それぞれの目標を明確にするよう勧めた。南アフリカは、キャパシティビルディングや技術移転に対する資金供与の規模が不明確な中で将来の行動を展望することの難しさを強調した。同代表は、AWG-LCAでの比較可能性の議論が、AWG-KPで達成される野心的レベルの参考になるとの想定に基づき、AWG-KPで議論を進めることを提案した。ミクロネシア連邦は、AWG-KP自体で議論を進めるべきことに同意し、米国の発表する数字か、25%または45%削減といった他の数字を想定に用いるよう提案した。同代表は、附属書Iの総量目標から開始し、続いて特に次の項目を検討するよう提案した：最小コストで行える場所；投資額レベル；余剰を取り除いた後で必要とされる排出削減量の規模。日本は、想定した水準に米国が合意するかどうかは保証できないことを強調し、プロセスの政治的な存続性を損ないかねないことを警告した。また同代表は、45%の総量目標は、「全体像」を理解する上で重要な非附属書I締約国の行動を考慮に入れていないと指摘した。

中国は、全体排出量を、2020年までに40-45%削減するのは附属書I締約国の基本的な責任であることを強調し、締約国がこの責任レベルで合意しないなら、共同責任はどこにあると考えるか明確にするべきだと述べた。

ニュージーランドは比較可能性に関し、自国では限界緩和コストが高いという特異な事情があると指摘した。カナダは、比較可能性ではRD&Dへの投資や途上国のREDD準備性への援助など、貢献度の全範囲を考慮に入れるべきだと強調した。締約国はその後、比較可能性をそれぞれの国情で決まる限界緩和コストなどの要素に基づくものにするべきか、それとも、歴史的な責任の累積など別な尺度に基づかせるべきか議論した。

廊下にて

バンコック気候変動会議は、また多忙な一日を迎え、交渉グループの中には、詳細にまで議論を深めたところもあった。しかし、アジアから台風Ketsanaなど一連の極端現象のニュースが届き、特に脆弱な住民の適応に関する議論などでは、作業の緊急性が改めて思い起こされた。適応会議から出てきたある参加者は、「それぞれの現象が気候変動を原因とするわけにはいかないが、こういったニュースは、こういった種類の極端な天候現象を考えなければならないかの好例だ」と述べた。

AWG-LCA議長はいくつかのコンタクトグループ会合に加えて、水曜日の午後非公式会議を開催し、合意成果の形式に焦点を当てた。ある交渉担当者は、「成果の法的な特性は議題に乗っていないが、コペンハーゲンでどのような文書が出てくるかを議論した」と説明した。別の担当者は、形式の議論と法的特性の議論

とを分けるのは不可能ではないにしても、困難であると指摘し、「部屋にいた多くの法律家が、この考えを証明してくれると思う」と続けた。

この会議の部屋では、合意文書の形式についていろいろなアイデアが出たと伝えられており、その中には、単一の文書、BAPの各要素に関する一連の文書、コアの文書と詳細を説明する補足文書で構成されるハイブリッド型が含まれた。こういったアイデアに基づき「マラケシュ式」のプロセスを示唆するものもいた。ある憤慨した参加者は、「文書からいろいろな箇所を削って何らかのかたちを作ろうとしているが、どういう種類の構造をつくっているかはわかっていない」と述べた。別な参加者は、いろいろな比喩が使われたので戸惑ったとジョーク交じりに告白した、「タウンハウスを造っているのか、それともタワーをつくっているのか議論したし、二頭のゾウの話や、友達のゾウが死んだときもう一頭のゾウがどう反応するかを話した。コペンハーゲンまでに料理できるよう、材料全部を混ぜ合わせたことも議論した」と。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin (c) enb@iisd.org is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, and the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at kimo@iisd.org, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Talks - 2009 can be contacted by e-mail at kati@iisd.org.